

## 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加への制限について

### [資本関係・人的関係調書]

#### 【作成が必要な方】

- すべての申請者
- 該当が無い場合には、「該当の有無について」の「無」の欄に「○」を付してください(この場合、この項目以外は空欄としてください。)

「資本関係、人的関係のある資格者の同一入札への参加制限に関する基準」により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなっておりますので、資本関係・人的関係調書に必要事項をご記入ください。

資本関係・人的関係においては、主に次の事項を記入することとしています。

- 申請者の親会社等や所属する組合に関する事項（商号又は名称、本店所在地等）
- 申請者の子会社等に関する事項（商号又は名称、本店所在地等）
- 申請者の役員の兼任に関する事項（兼任先の商号名称、本店所在地、役員の氏名、自社の役職名、他社の役職名）
- 申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項（商号又は名称、本店所在地等）
- 各項目の登録番号は、申請時又は資格登録後の「受付番号」がある場合のみ記入
- 「所在地（市町村名）」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記入

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争入札参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には競争入札参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該調書を作成してください。

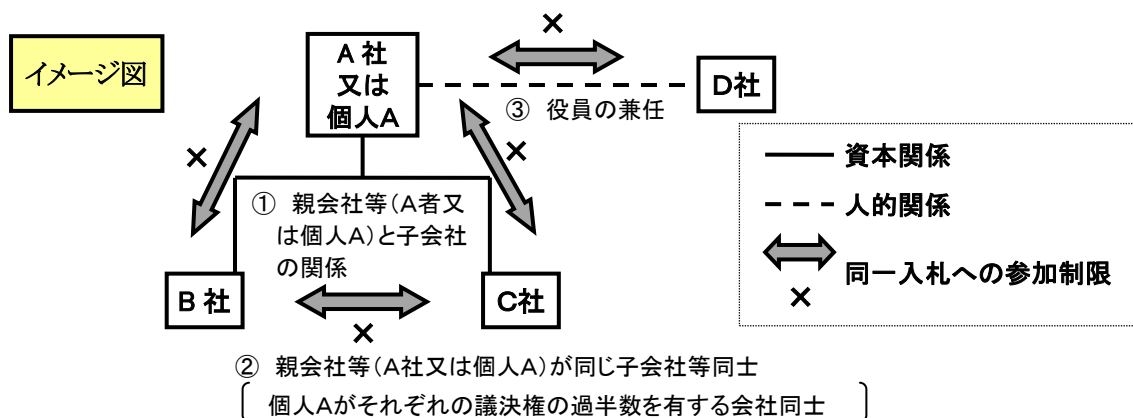
### 【同一入札への参加が制限される場合】

#### 【基準】

- ① 親会社等と子会社等の二者
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士
- ③ 役員の兼任
- ④ その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）  
（例）組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員

※ 親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。

※ 子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。



【詳細イメージ図】

資本・人的関係のある者の同一入札禁止について

資本関係			人的関係	その他
親会社等と子会社等 ※「等」=組合(JVを含む)	親会社等と同じくする子会社等同士	同一の者に経営を支配される会社等同士	役員又は管財人を兼任	組合とその構成員など
			<p>※ 更生会社、民事再生中の会社等を除く。</p>	

「経営を支配」とは
<p>① 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ。)の計算で所有※1</p> <p>② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当</p> <p>イ 自己所有等議決権数の割合※2が50%超</p> <p>ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3</p> <p>ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在</p> <p>ニ 負債総額に占める自己が行う融資(債務保証等を含む。)※4の割合が50%超</p> <p>ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在</p> <p>③ 自己所有等議決権割合が50%超(自己の計算分がゼロの場合を含む。)</p>

JVの構成員同士が各基準に該当(代表者かどうかにかかわらず)

代表者

代表者

- 親会社等と子会社等
- 親会社等と同じくする子会社等同士
- 同一の者に経営を支配される会社等同士
- 役員又は管財人を兼任
- 組合とその構成員

同一入札禁止の対象となる会社等

- ※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
- ※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る。)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
- ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であったものを含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
- ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の2)

## 1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

## 2. 人的関係

以下のいずれに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。ただし、(1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - エ 組合の理事
  - オ その他業務を執行する者であつて、アからエまでに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

## 3. その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (例1) 組合（共同企業体を含む）の場合  
組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。
- (例2) 経常建設共同企業体の構成員の場合  
経常建設共同企業体の構成員同士が同一入札に参加することはできません。（ただし、経常建設共同企業体として登録されている工事区分に限る。）

【本様式に記入する事項の定義等】

○ 親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等を言います。

第2条第3号の2

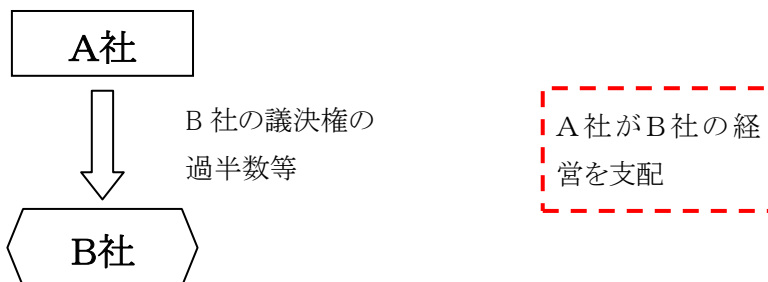
- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

ケース I (①親会社等と子会社等の関係)

A社は、B社の「親会社等」（以下、全てのケースで組合（JVを含む）及び個人を含む。）



B社は、A社の「子会社等」（以下、全てのケースで組合（JVを含む）を含む。）

（資本的・人的関係調書に記入する対象会社）

ケース I における資本的・人的関係調書への記入について、

A社が申請する場合、資本的・人的関係調書の親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社を記入します。

B社が申請する場合、資本的・人的関係調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄には何も記入しません。上記を表にまとめると、次のようになります。

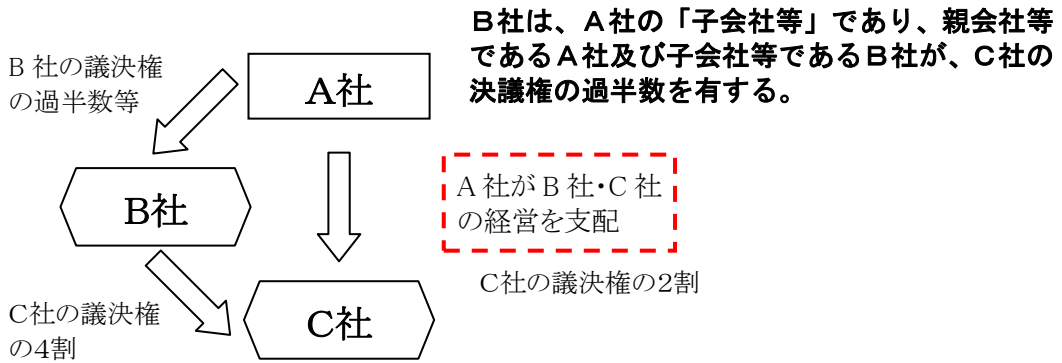
※ 以下、ケースⅡ～ケースⅤの表も同様の意味です。

申請者	親会社等(所属する組合)欄	子会社等欄
A社	—	B社
B社	A社	—
A組合	—	B社

※ 親会社等は同業種の業者に限らず持株会社等（個人株主も含む）も記載の対象となります。

※ 民事再生手続中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります。

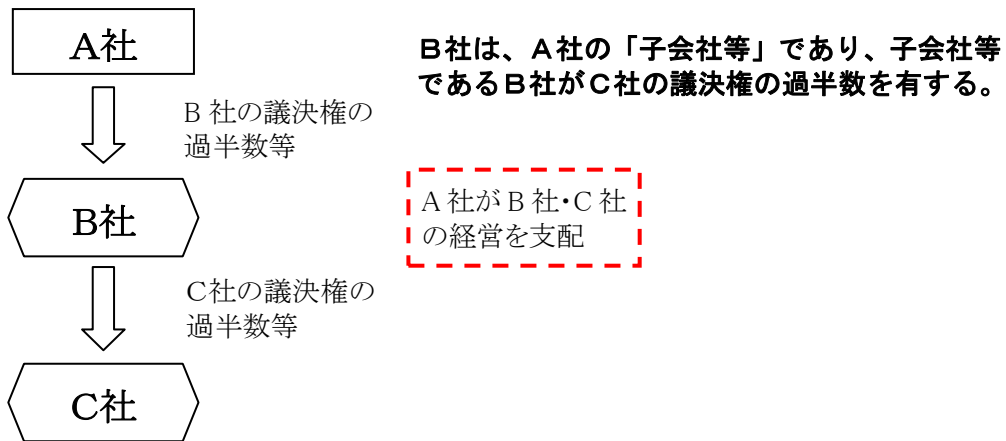
ケース II (①親会社等と子会社等の関係)



(資本的・人的関係調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等(所属する組合)欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

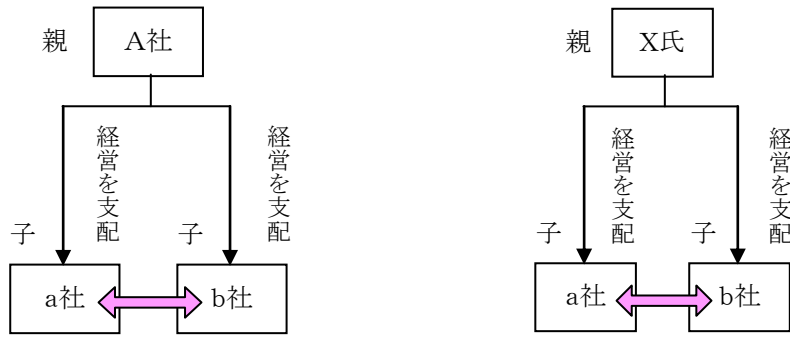
ケース III (①親会社等と子会社等の関係)



(資本的・人的関係調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等(所属する組合)欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

ケース IV (②親会社等と同じくする子会社等同士の関係)



a社 b社は、親会社を同じくする子会社等同士

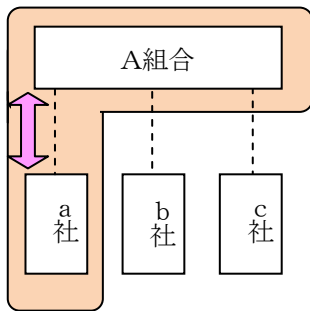
a社 b社は、同一の者に経営を支配される子会社等同士

(資本的・人的関係調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等 (所属する組合)欄	子会社等欄	子会社等同士の 関係欄
a社	A社またはX氏	—	b社
b社	A社またはX氏	—	a社
A社	—	a社・b社	—
X社	—	a社・b社	—

※ 子会社等同士の関係欄については、親会社等が申請者（資格者）に限りません。

ケース V (④その他 (組合とその構成員等))



**組合の構成員 (a社・b社・c社) は、資本人的関係の有無に関わらず、組合 (A組合) を「親会社等 (所属する組合)」欄に必ず記入すること。**

(資本的・人的関係調書に記入する対象会社等)

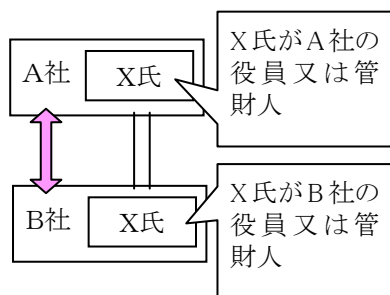
申請者	親会社等 (所属する組合) 欄	子会社等欄
<u>a社・b社・c社</u> ※	A組合	—

※ JVについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準(ケースI～ケースIV等)に該当する場合は、同一入札に参加することができません。

【役員兼任 関係】

○ 役員定義

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。  
 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役  
 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役  
 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役  
 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役  
 ③ 持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員  
 ④ 組合の理事  
 ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者  
 ⑥ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人  
 ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役



**X氏が役員を兼任、X氏が役員と管財人を兼任及びX氏が管財人を兼任のそれぞれの場合**

※ 更生会社、民事再生中の会社等を除く。

(資本的・人的関係調書に記入する対象会社等)

申請者	兼任先の会社等欄	役員氏名欄	自社役職名欄	他者役職名欄
A社	B者	X氏	代表取締役	取締役
B社	A社	X氏	取締役	代表取締役

※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記「役員」に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、当該調書に記入してください。

※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

※ 「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は以下の通り。

取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役

取締役ハ：社外取締役

取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役

<留意事項>

- 1 入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得に定める「公正な入札の確保」の規定に抵触するものではないものとします。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、競争入札心得に則して厳正に対応していくものとします。
- 2 調書に虚偽の内容を記載した場合や重要な事実を記載しなかった場合等で、この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合、新ひだか町競争入札参加指名停止事務処理規程の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあるものとします。